

【お知らせ】

これまで県では、あおりまち育て人勉強会や景観人講座などにおいて、県民に都市計画や景観に関する知識を習得してもらい、都市計画行政への参画など、将来の地域のまちづくりを担う、核となる人材の育成を行ってきました。

来年度、県の都市計画課では、行政と住民等が将来のまちづくりについて、一緒に考え意見交換を行う会議等を予定しておりますので、積極的なご参加をお待ちしております。

なお、詳細の日程等につきましては、改めてご連絡いたします。

青森県の今年度の取組み

①景観フォーラム

県では、県民の景観形成に対する関心と行動への意欲を高めることを目的として、平成19年度から景観フォーラムを開催しています。

今年度は、黒石市が景観行政団体（平成27年3月）に移行するという
ことで、黒石市が共催となり、11月9日（日）に黒石市のスポカルイン黒石
にて開催しました。

初めに、県内の良好な景観づくりに貢献しているまちづくり活動等を表彰する
「第6回ふるさとあおり景観賞」の表彰式を行い、ふるさと景観づくり部門で、
「特定非営利活動法人つがる夢庭志仙会」他4団体が受賞しました。

次に、黒石市が景観行政団体移行へ向けて取り組んでいる「黒石らしいまち
そだてへの景観づくり」と題し、「景観計画の策定の概要」と「まちなかにおけるま
ちそだて」について発表して頂きました。

最後に、「進化する歴史的まちなみ～温故知新のまち育て～」と題して、パネ
ルディスカッションを行いました。

本号の内容

・青森県の今年度の取組み

・情報提供

【人口減少社会への対応】

①人口減少がもたらす課題

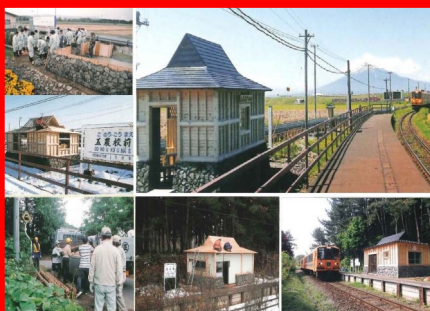
②人口減少の克服の取組み

③都市再生特別措置法の改正

④青森県の来年度からの取組み



表彰式



受賞（つがる夢庭志仙会）



パネルディスカッション

青森県の今年度の取組み

②景観学習教室

県では、これからの青森県を担う子どもたちの景観に対する関心と良好な景観形成への意識を育むことを目的に、景観アドバイザーなど景観の専門家等を講師として小学校に派遣し、景観に関する授業を行う「景観学習教室」を開催しました。

県内参加校（6校162人）

黒石市立黒石東小学校	4年生55人	（講師：北原 啓司氏）
平川市立大坊小学校	4年生14人	（講師：石澤 暁夫氏）
東北町立第一小学校	5年生14人	（講師：河村 信治氏）
鱒ヶ沢町立西海小学校	4年生17人	（講師：石澤 暁夫氏）
弘前市立石川小学校	4年生35人	（講師：沼田 実氏）
南部町立福田小学校	4年生27人	（講師：月舘 敏栄氏）



講師による授業（第一小）



まち歩き（黒石東小）



成果まとめ発表（石川小）

③都市計画研修

県では、県・市町村職員を対象とした、都市計画の実務に必要な知識等を習得するため、日常の業務を円滑に執行できるように、毎年、都市計画研修を開催しています。

今年度の研修では、青森市油川地区の油川コミュニティーを考える会会長の葛西清悦氏に現地を案内して頂き調査を行い、日本大学理工学部の関文夫教授と㈱プランニングネットワークの伊藤登代表取締役を講師に迎え、歴史まちづくりのポイントについての講義とワークショップを行いました。

今後の油川地区まちづくりに関する、「1. まちの成り立ちと現在のまちの状況を把握した上で、活用可能な資源の抽出と生かし方の方向性」、「2. 歴史資源を生かしたまちの将来像についての検討」、「3. 歴史に裏打ちされたまちづくりの取組みについて、ハード・ソフトの面からの検討」についてのワークショップを行い、これからの新たな「まちづくり」の考え方・方向性が示されました。

現
地
調
査



ワ
ー
ク
シ
ョ
ッ
プ



成
果
発
表



情報提供【人口減少社会への対応】

近年、人口の急激な減少と高齢化が問題視されていますが、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現し、人口減少社会においても持続可能な地域をつくるのが大きな課題となっています。

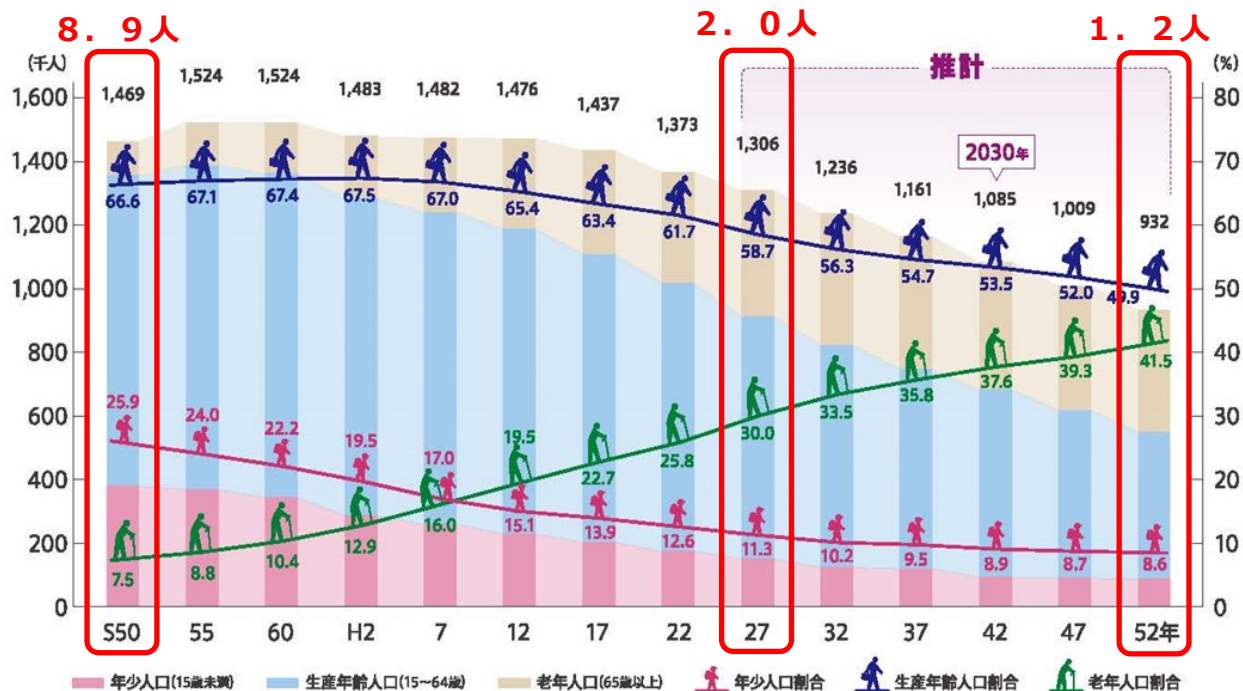
国においては、昨年、都市再生特別措置法を改正し、市町村が都市全体を見渡しなが将来の人口予測や財政状況を踏まえて、都市の将来像を示した「立地適正化計画」を策定できるようにするなど、都市のコンパクト化を推進しており、今後の都市計画・まちづくりが重要となってきますので、情報提供させていただきます。

①人口減少がもたらす課題

「人口の動向 ～青森県の場合～」

H52年（2040年）の県の総人口は、H22年より3割減少すると予想されており、H52年の人口構成は、県全体では、H22年と対比して、老年人口は10%程度増加し、生産人口は、45%程度減少し、1人の高齢者を1.2人の現役世代が支えていくことになります。

<人口の推移と将来推計>



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

※参考値：生産人口÷老年人口

【来年、40歳の職員の場合】

誕生（S50年）…… 0歳 のときは 8.9人



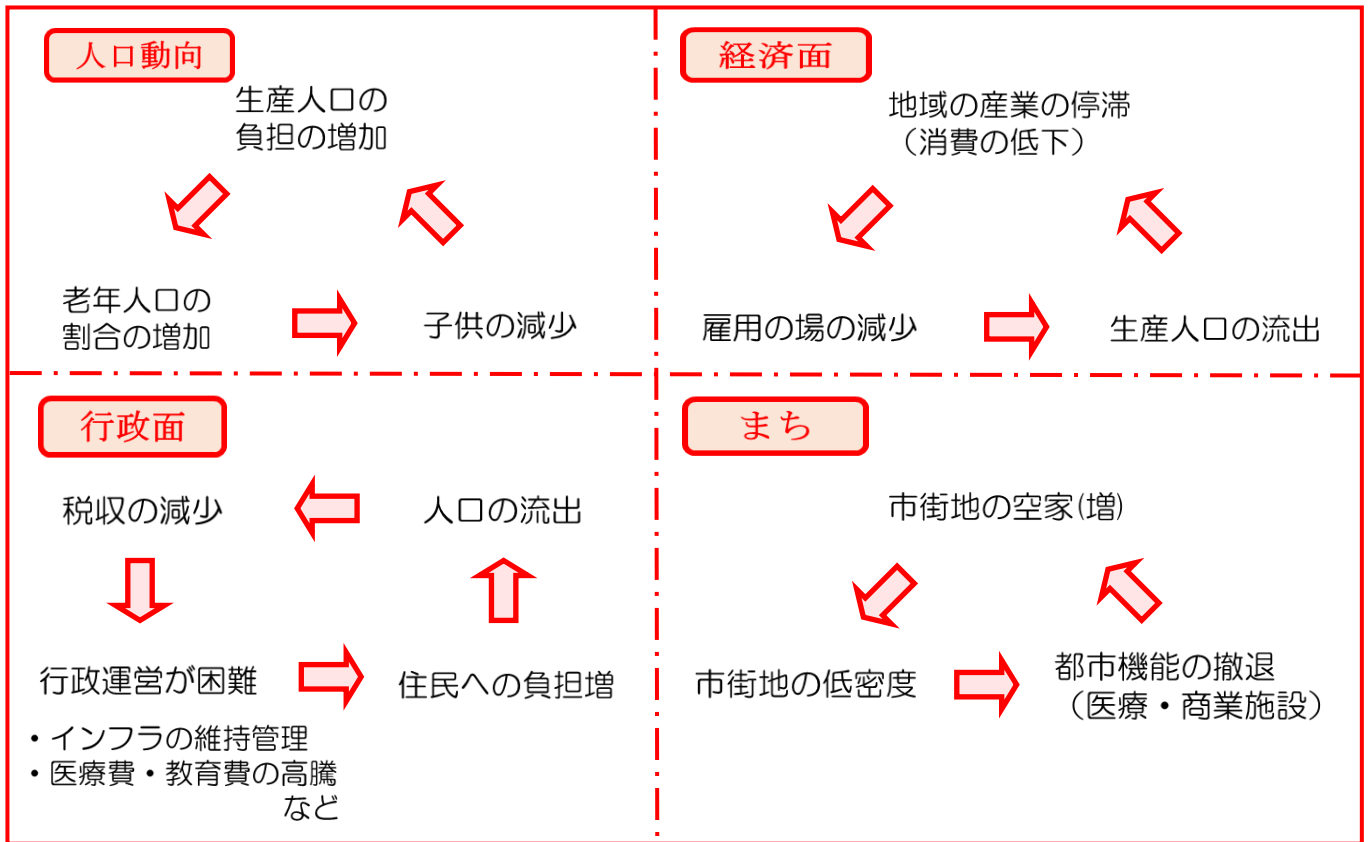
現在（H27年）…… 40歳 のときは 2.0人



将来（H52年）…… 65歳 のときは 1.2人

で1人の高齢者を支えることとなります。

「人口減少に直面すると・・・負のサイクルが生じてきます！」



②人口減少の克服の取組み

「人口減少克服のために、今後なにをすべきか ～青森県の取組み～」

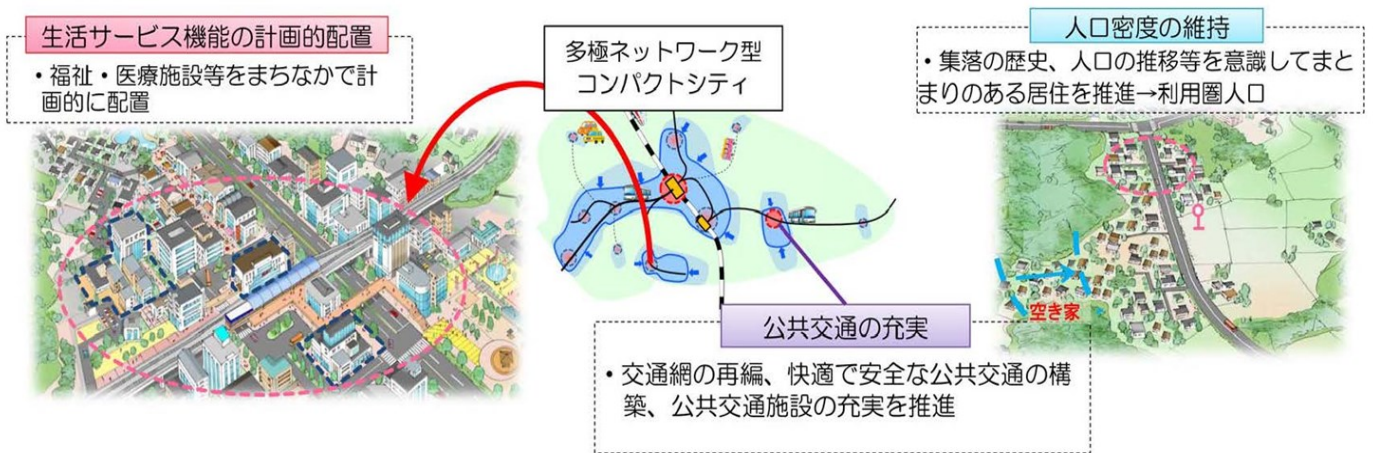
<p>＜人口増加への取組み＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○出生率の向上 ○流入人口の増加 など 	<p>＜人口減少しても持続可能な地域づくり＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子育て世代が住みやすい地域づくり ○高齢者が自立し、健康・安全・快適な地域づくり ○地域で高齢者を支えることが可能な地域づくり など
<p>＜都市部の取組みとして＞</p> <p>『都市部において歩いて暮らせるまちづくり』</p> <p>～都市機能が適正に配置されたコンパクトなまちづくりの推進～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者1人を支える生産人口の減少に対応するため、高齢者を地域で支えるだけでなく、支える側の住民の生活も支えられるようなコンパクトなまちづくりが必要となります。 ・人口の低密度化により、店舗や福祉・医療施設等が撤退し、生活が立ちゆかなくなるおそれがあるため、一定の人口密度の維持が必要です。 	

まち育て人・景観人通信

「今後のまちづくりの方向性①」

＜多極ネットワーク型コンパクトシティ＞

○医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、あるいは、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく、公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいなどの身近に存在する「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指します。

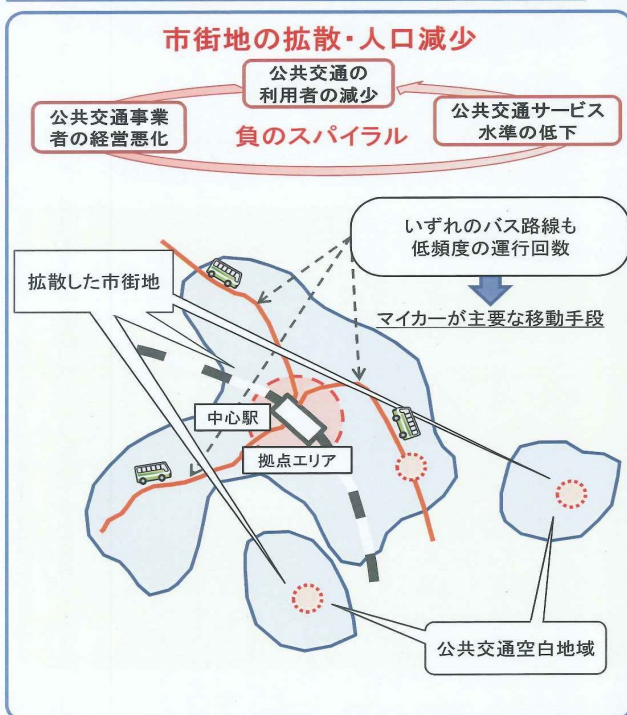


「今後のまちづくりの方向性②」

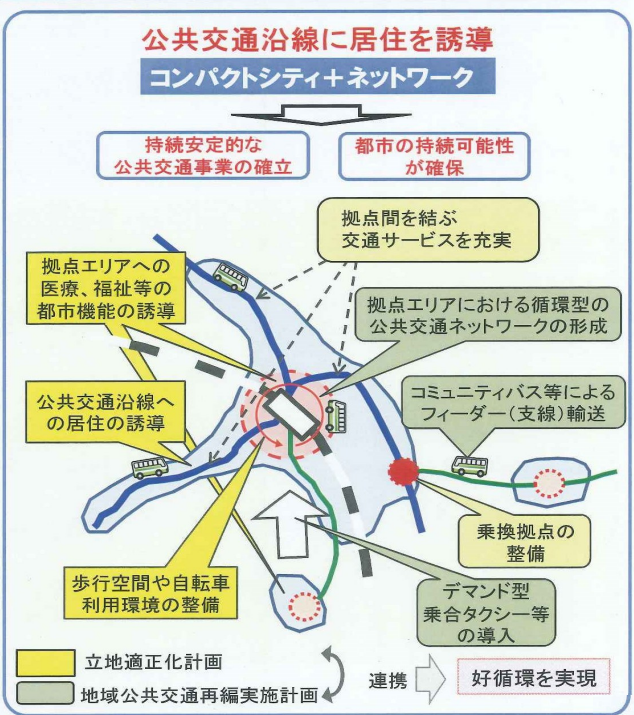
＜現況とこれからの姿＞

○人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくり（コンパクトシティ+ネットワーク）を進めることが重要です。

現状：地域の大切な公共交通の維持・確保が厳しい状況

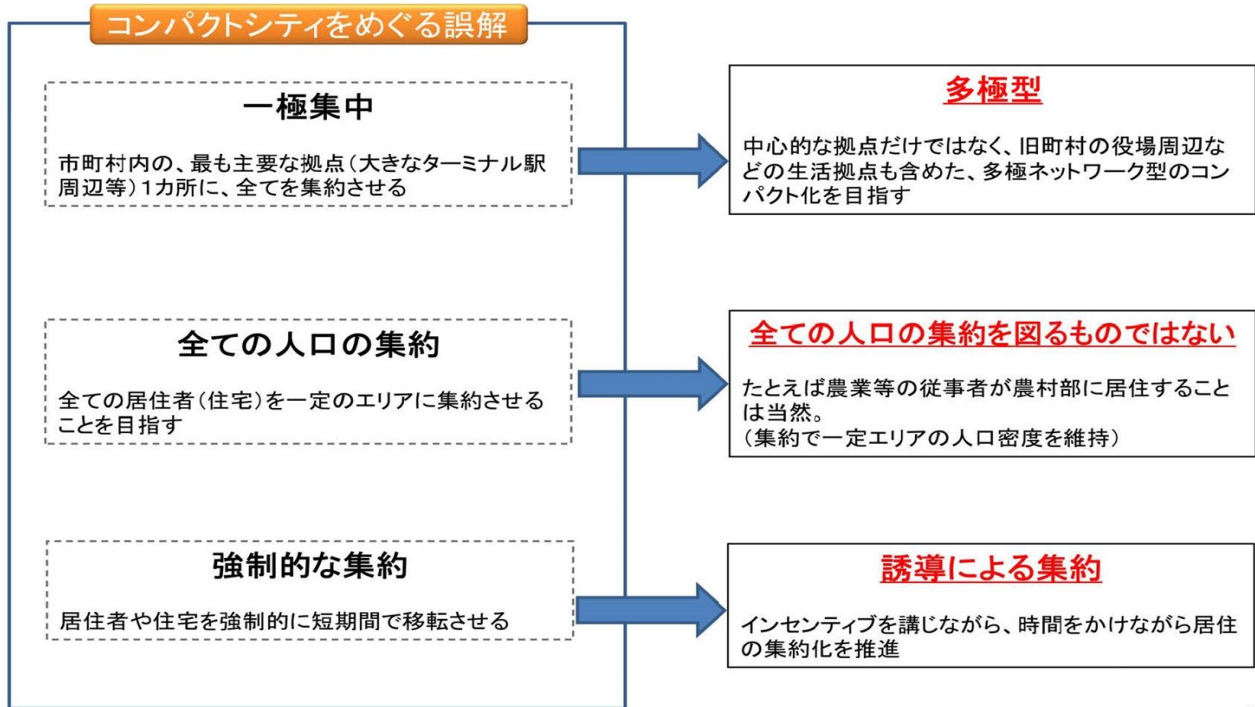


これからの姿：利便性の高い公共交通で結ばれたコンパクトなまち



「今後のまちづくりの方向性③」

＜コンパクトシティをめぐる誤解＞



「今後のまちづくりの方向性④」

＜小さな拠点（集落（都市計画区域外）の取組み）＞

○人口減少や高齢化が進む過疎地域などの集落では、今後、暮らしを続けていくことが危ぶまれる状況が全国各地で一層拡大していくことが懸念されています。こうした状況に対し、集落地域の再生を目指す新たな取組みとして、暮らしの安心と希望をつなぐ「小さな拠点」づくりが始まっています。小学校区など、複数の集落が集まる地域（都市計画区域外）において、商店、診療所などの生活のサービスや地域活動を、歩いて動ける範囲でつなぎ、各集落とコミュニティバスなどで結ぶことで、人々が集い、交流する機会が広がっていく、新しい集落地域の再生を目指す取組み、それが「小さな拠点」です。

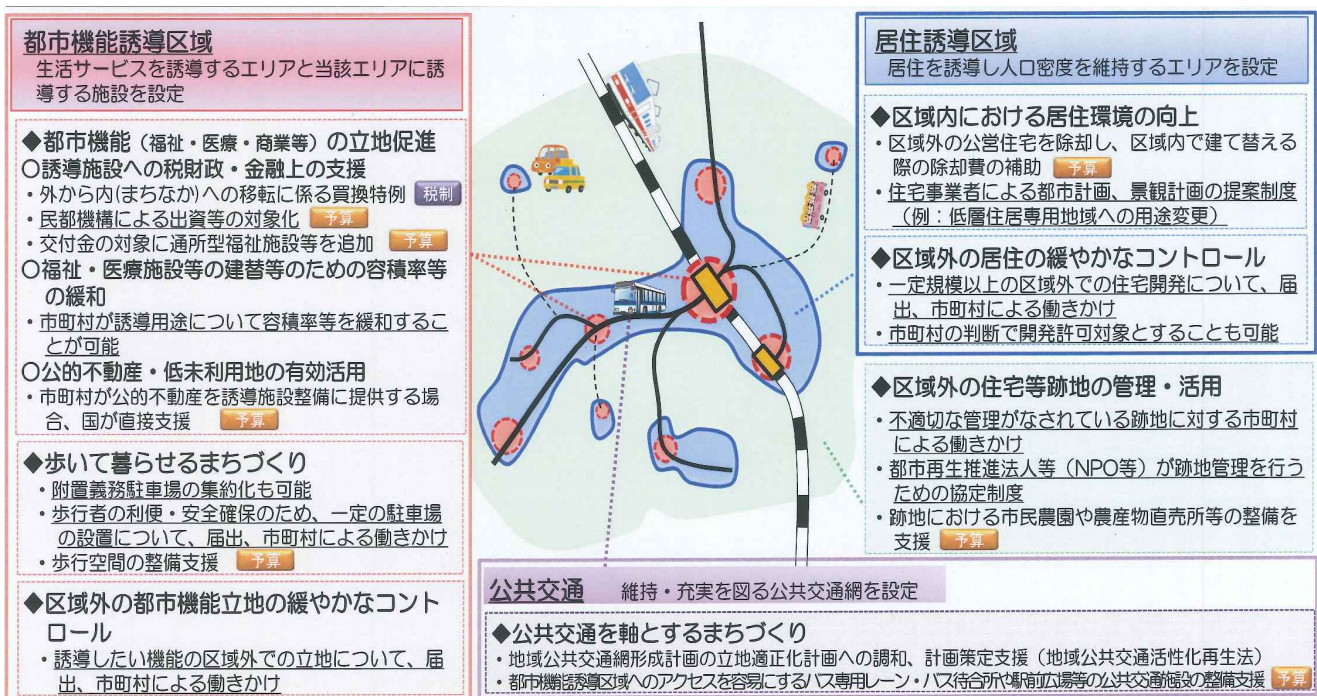


③都市再生特別措置法の改正

「法改正の背景」

＜立地適正化計画＞

○医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるようにするなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、多極ネットワーク型コンパクトシティの考えを進めていくことが重要です。都市再生特別措置法は、こうした背景を踏まえ、行政と住民や民間事業者が一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組んでいくため改正され、市町村が都市全体を見渡しながら将来の人口予測や財政状況を踏まえて、都市の将来像を示した「立地適正化計画」（市町村マスタープランの高度化版）を策定できるようになりました。



＜立地適正化計画の策定主体＞

○立地適正化計画は、住民に最も身近であり、まちづくりの中核的な担い手である市町村が作成します。（平成27年3月現在、青森県内では、弘前市がH26年度から策定に向け動き出しており、H27年度からは、青森市、八戸市、むつ市で策定していく予定となっています。）

＜立地適正化計画の区域等＞

○立地適正化計画の区域は、都市計画区域内でなければならず、都市計画区域全体とすることが基本となります。また、立地適正化計画区域内に、居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めると共に、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を定めることが必要となります。

＜立地適正化計画制度の意義・役割＞

○①都市全体を見渡したマスタープランです。②都市計画と民間施設誘導の融合による新しいまちづくりが可能となります。③市町村の主体性と都道府県の広域調整を図ることが期待されます。④市街地空洞化防止のための新たな選択肢として活用することが可能です。⑤時間軸をもったアクションプランとして運用することで効果的なまちづくりが可能となります。⑥都市計画と公共交通を一体化したコンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを進めます。⑦公的不動産の見直しと連携し、公共施設の再配置や公的不動産を活用した民間機能の誘導を進めます。

④青森県の来年度からの取組み

「あおもり都市再考推進事業」

<事業内容>

- コンパクトな都市づくりへの実践に向け、住民生活の利便性とそれを支える人口密度を確保し続けるためには、都市機能を集積し、その周辺に居住を集約していきます。今後、その都市機能（医療・福祉・商業施設等）を集約した拠点が複数必要となるため、現在遊休となっている公的不動産（P R E）の有効活用が重要となります。
- 将来のまちのあり方を見据えた公共施設の再配置の推進や学校跡地等の公有地を、各地域に不足する都市機能の集約に活用し、生活の拠点をつくることが重要となるため、遊休公的不動産（P R E）を活用した都市拠点づくりのモデルを創出し、その事例を他市町村に波及させるものです。
- また、コンパクトな都市づくりを推進するには、まちづくりへの関心と行動の意欲を高める必要があるため、自治体職員や県民の方々の人財育成も合わせて実施していきます。
（事業期間：平成27～28年度）

<取組1：都市機能ニーズ調査>

- 都市計画を有する28市町村を対象にヒアリングを行い、都市計画に関する課題を把握しながらコンパクトな都市づくりに向けた取組意向の調査を実施する。その中から、4か所のモデル地区を選定し、地区の現況調査やワークショップの開催等により、不足する都市機能の実態と住民の意向を把握するものです。

【都市機能実態マップ等の作成】

- 都市計画法に基づく基礎調査の結果を活用し、例えば中学校区ごとにエリア分けしたときの不足する都市機能の洗い出しを行うため、公的不動産（P R E）の位置も考慮に入れた実態マップを作成し、都市機能誘導モデル検討地区を選定します。（H27）

【都市機能検討ワークショップの開催】

- 地域住民のニーズを把握するため、ワークショップを開催する。これには、住民、自治体職員、まち育て人・景観人などを幅広く参画します。（H27・28）

<取組2：都市機能誘導モデル事業>

- 都市機能ニーズ調査の結果と公的不動産（P R E）とのマッチングにより検討物件を選定し、検討物件を活用する可能性のある民間企業の有無や民間企業へのインセンティブの必要性に関する調査等を行います。
- 調査結果を基に市町村が行うまちづくりモデルの事業化に対する支援を行い、それまでの過程を活かしながら庁内ワーキングにて事例集の検討を行います。

【都市機能誘導実現可能性調査】

- モデル地区の公的不動産（P R E）において、民間企業の立地について可能性調査を実施し、モデル事業化を支援を行います。（H27・28）

【事例集の作成】

- モデル事業の課題・対策を庁内ワーキングで検討の上、都市機能の誘導に関する事例集を作成します。（H28）

遊休公的不動産活用によるまちづくりのイメージ

▼ 学校跡地活用によるまちづくり



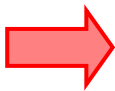
＜富山市＞
 地域に必要と判断された
 施設の誘導した事例
 【食品スーパー、公民館、
 ドラッグストア、介護予防
 センター等】

▼ 既存庁舎活用によるまちづくり



＜秦野市＞
 左)
 庁舎敷地の余裕スペースにコンビニを誘致した事例

下)
 出先機関内部の余剰スペースに郵便局を誘致した事例



＜期待される事業効果＞

○県内の都市部において、人口が減少しても持続可能なまちづくりに向けた検討や実践に対し、市町村が主体的に取り組める環境整備の促進が図られ、都市機能（医療・福祉・商業施設等）立地のインセンティブとなり、住民の利便性の維持・向上が期待されます。

<取組3：コンパクトな都市づくりのための人材育成>

- フォーラムや自治体向け研修の開催を通じて、自治体職員等のコンパクトシティへの意識付けやまちづくりのスキルアップを推進します。
- また、まちづくりや景観づくりのためにこれまで育成してきたまち育て人・景観人と情報交換を行い、会議等を開催します。

【フォーラム】

- 今後訪れる人口減少社会に対し、どうまちづくりを行っていくべきか、官民双方に対し、まちづくりの各種施策や取組事例について講話を行い、認知度の向上とまちづくりへの参加の動機付けを行います。（H27）

【自治体向け研修】

- まちづくりの主体となる市町村の首長に対し、人口減少社会になった場合の問題や今後なにを行っていくべきなのかなどの施策に係る認知度の向上を図ります。（H27）
- また、まちづくりの主体となる市町村職員が、今後どういった行動をすべきかを具体的にイメージ出来るように、まちづくりの近年の動向や先進地事例などの講話を行い、知識の向上を図ります。（H27・28）

【まち育て人・景観人会議】

- 今後のまちづくりには、地域住民の参加が不可欠であるため、行政が今後、実施していきたいことと、まち育て人・景観人が今後、何をしていきたいのかなどの情報交換を行います。（H27）

【家守（やもり）ブートキャンプ】

- 自治体職員、まちづくりに興味のある方々を対象に、まちづくりに必要な経済学、不動産、マーケティングの講義やワークショップ等を行うトレーニング合宿（2日間×3回程度）を行います。（H28）
- ※家守とは、江戸時代に主人不在の家屋敷を預かり、その管理・維持に従事する職業を家守といった。近年では、少子化・人口減少などに伴い、発生空きビル・空き家・空き施設をスモールオフィスなどに転用して起業家や個人事業者を入れ、地域を支える新しい産業や賑わいを興そうという試みを「家守事業」と呼ばれています。

【編集後記】

青森県基本計画『未来を変える挑戦』の「人口減少克服プロジェクト」において、【人口減少社会においても持続可能な地域をつくる】とあり、人口減少・高齢化が進む中においても、都市機能が適正に配置された、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりの推進が求められるため、情報提供させて頂きました。

県の都市計画課で行う「あおり都市再考推進事業」では、行政と住民が意見交換を行う会議を予定していますので、ご自分が暮らしているまちが将来どのようなまちになってほしいか、一緒に考えましょう。

最後に、皆様のご活躍を祈念しております。

発行：青森県県土整備部都市計画課都市計画・景観グループ

住所：030-8570 青森県青森市長島一丁目1-1

電話：017-734-9681

青森県庁ホームページアドレス：<http://www.pref.aomori.lg.jp/>